

○レクリエーションの森選定調査実施要領

昭和47年9月1日 47林野計第326号
林野庁長官より各営林局長あて

〔最終改正〕平成31年3月1日 30林国経第100号

1 調査の目的

国有林野における国民の保健・文化的利用の増進のための施策は、森林レクリエーションに対する将来の需要の動向に即応するよう計画的に実施しなければならない。

このため、国有林野の観光レクリエーション資源を総合的体系的に把握して、国民の保健・文化的利用のために特に重要な国有林野の区画、施業方針等の施策の基本を明らかにし、レクリエーションの森の選定に係る国有林野施業実施計画樹立の指針とするため、国有林野施業実施計画の樹立に先だち、森林計画区の全域を対象に、レクリエーションの森選定調査を実施するものである。

2 調査事項

(1) 現況

ア 位置及び交通

国有林野と主要集落との位置関係及びそれらを結ぶ交通網の発達状況等について調査する。

イ 観光レクリエーション資源の特色

国有林野の位置する地域の観光レクリエーション資源の特色及びその中における国有林野の位置づけについて調査する。地勢、地質、土壌、林況等に関する一般的調査は、国有林野施業実施計画書等によることとし、レクリエーションの森選定調査のために特に行うことはしない。

ウ レクリエーション利用の状況

当該地域のレクリエーション施設（レクリエーションに供されている国有林野及び民間の施設を含む。）の現状、利用の形態、利用者数の推移等について調査する。

エ レクリエーション利用に関する各種計画等

自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第5号の公園計画（都道府県立自然公園にあっては条例により定められる公園計画）、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第5条の基本構想、地方公共団体のレクリエーション利用に関するマスタープラン、関係民有林の地域森林計画における森林の保健機能の増進に関する事項、国有林野におけるレクリエーション利用に対する要請その他地域におけるレクリエーション利用の構想について調査する。

オ レクリエーション利用に係る留意事項

保安林等の法指定地域の状況、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通達）に基づく森林の機能評価その他レクリエーション利用に関する施策の実施に当たって留意すべき事項について調査する。

(2) 保健休養のための施策の方針

(1)により調査した地域の特色、留意事項等に十分配慮するとともに、既往のレクリエーション関係調査結果等を活用して当該地域におけるレクリエーション需要の動向、望ましい利用の形態等を予測し、重点的に推進すべきレクリエーション施策等について明らかにする。

(3) レクリエーションの森として整備すべき国有林野の区画

ア (1)及び(2)の調査又は予測を踏まえ、自然探勝、自然科学教育等に適した森林、スポーツ施設等の設置に適した地域、レクリエーション利用上重要な景観を構成し風致の維持向上を図る必要のある森林等であって、現在既に相当数の利用者があり、又は施設の整備等により利用者数の増大が予想される国有林野のうち、おおむね10年以内にレクリエーションの森（レクリエーションの森施設敷を含む。以下同じ。）として整備すべき国有林野について、その区域を概定し、名称を考案する。

イ レクリエーションの森として整備すべき国有林野について、レクリエーションの森として選定すべき理由及び法令等による地域指定の状況について取りまとめる。

(注1) 名称は、××自然休養林○○スキー場△△自然観察林等のように具体的にかつ利用者が親しみやすいように表すものとする。

(注2) 駐車場等の単独施設のみの場合でも、レクリエーションの森として取り扱う。

(注3) 既設のレクリエーションの森についても、その区域の妥当性等について検討を加えるものとする。

(4) 管理経営の方針

(1)及び(2)を踏まえ、レクリエーションの森として整備すべき国有林野ごとに、次の事項に配慮するなどにより、それぞれの特徴に応じた設置すべき施設のタイプ及び設置の基準、目標とする森林の構成等について取りまとめる。なお、国土の保全、水質源の涵養及び自然環境の保全に関し特に留意すべき事項があれば併せて取りまとめる。

ア 自然観察教育林

(ア) 自然観察等に必要な歩道、案内板、展示施設等を適切に配置すること。

(イ) 野生動植物の観察や自然探勝を目的とする場合は、林床の植物の成育に必要な照度の確保、採餌木の植栽、巣箱の設置等動植物の生息・成育環境の維持・形成に努めること。

(ウ) 林業生産活動のモデルとする場合は、森林施業に対する理解を深められるような林分の配置とするよう配慮しつつ、資源の循環利用林における管理経営に準じて取り扱うこと。

イ 森林スポーツ林

(ア) キャンプ場、クロスカントリースキーのコース、サイクリングロード等の野外スポーツに供する施設を森林との一体性が確保されるよう配置すること。

(イ) 森林内において快適なスポーツを楽しめるよう、特に施設周辺の林分について明るく変化に富み開放的で親しみやすい森林の維持造成に努めること。

ウ 野外スポーツ地域

- (ア) 各種スポーツ施設、宿泊施設等を利用者の規模、地況等に応じて適切に配置すること。
- (イ) 施設周辺の林分については、イの(イ)に準ずることとするほか、地形、施設の種類・形態等に応じ、防風や土砂の流出の防備等の機能が適切に確保されるものとする。

エ 風景林

地域における自然的条件に加え、周辺の地形や地物との関係、当該景観の文化的意義等を考慮し、特徴的な自然景観の維持・形成に努めること。

オ 風致探勝林

- (ア) 探勝、散策、滞在等に必要な遊歩道、あずまや、展望台等の休養施設、案内標、宿泊施設等を適切に配置すること。
- (イ) 森林内における快適な心身の休養に資するよう、湖沼、溪谷等との一体的な美的環境の維持、施設周辺の林分における風致の維持に努めること。

カ 自然林養林

ゾーン区分ごとに、アからオまでに準じて取り扱うこと。

(5) その他必要な事項

3 調査に当たっての留意事項

- (1) 「国有林野の新たな機能類型区分の具体的手法について」（平成11年1月29日付け11林野経第41号林野庁長官通達。以下「区分通達」という。）の第2の1、2、4及び5の要件に該当する国有林野をレクリエーションの森とするときは、地方公共団体の地域振興に関する計画等においてレクリエーション利用に関するマスタープラン等が作成されており、かつ、その区域において見込まれる国民の保健・文化的利用に供するための施設及び森林の整備の内容が区分通達の第2の1、2、4及び5に掲げる機能の発揮に著しい支障を及ぼさない場合に限るものとする。
- (2) 自然公園、史跡名勝天然記念物、保安林等がそれぞれの行政上の必要による法令指定地区であるのに対し、レクリエーションの森は国有林野の管理主体が国民の財産を総合的効率的に運営するために区画するものであって、レクリエーションの森に含まれるこれら法令指定地区の施業は法令による制限の範囲内において行わなければならないことはもちろんであるが、レクリエーションの森と自然公園等の法令指定地区が重複することは差し支えない。

ただし、保護林、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域の特別地区、天然記念物に係る指定地域等のうち自然環境の保護の観点から特に価値の高いもの並びに自然公園の特別保護地区及び第1種特別地域（集団施設地区・その周辺等国民の保健・文化的利用に供されている又供することが適当と認められる区域を除く。）については、原則としてレクリエーションの森としないものとする。

- (3) 自然休養林、スキー場等次に掲げる通達に規定するレクリエーションの森の選定については、この通達に定めるもののほか、当該通達に定めるところによるものとする。

ア 「国有林野内におけるスキー場の取扱要領について」

（昭和34年10月9日付け34林野政第5311号林野庁長官通達）

イ 「避難小屋の管理及び運営について」

(昭和36年6月20日付け36林野政第1790号林野庁長官通達)

ウ 「国有林野内において設置する野営場の取扱いについて」

(昭和41年7月12日付け41林野政第1015号林野庁長官通達)

エ 「自然休養林の取扱いについて」

(昭和43年4月1日付け43林野管第154号林野庁長官通達)

オ 「国有林野内に設置する駐車場の取扱いについて」

(昭和45年9月17日付け45林野管第581号林野庁長官通達)

カ 「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行に伴う国有林野の取扱いについて」

(平成2年5月16日付け2林野経第34号林野庁長官通達)

キ 「国有林野内におけるスノーモービルコースの取扱いについて」

(平成5年11月11日付け5林野業二第125号林野庁長官通達)

ク 「森林空間総合利用整備事業の実施について」

(昭和62年2月9日付け62林野業二第27号林野庁長官通達)

ケ 「ふれあいの郷整備事業の実施について」

(平成8年10月4日付け8林野業二第139号林野庁長官通達)

4 調査結果の取りまとめ等

調査の結果は「〇〇森林計画区レクリエーションの森選定調査書」として森林管理局長が取りまとめる。

森林管理局長は、この調査書に基づいて国有林野施業実施計画においてレクリエーションの森の名称、区域等を定めるとともに、「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野計第173号林野庁長官通達)に基づくレクリエーションの森管理経営方針書作成の参考として活用するものとする。